

審 査 基 準

平成31年3月15日作成

法 令 名 : 警備業法
根 拠 条 項 : 第5条第5項
処 分 の 概 要 : 認定証の再交付
原権者 (委任先) : 長野県公安委員会
法 令 の 定 め : 警備業法施行規則第7条 (認定証の再交付の申請)
審 査 基 準 :
標 準 処 理 期 間 : 20日
申 請 先 : 主たる営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課、生活安全第二課又は生活安全・刑事課
問 い 合 わ せ 先 : 長野県警察本部生活安全部生活安全企画課許可事務担当室 (電話 : 026-233-0110)
備 考 :